

わがまち特例一覧表

鎌倉市市税条例第32条の2及び附則第8項

適用条項	特例の対象となる資産		特例率
法第349条の3第27項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		1/3
法第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		1/3
法第349条の3第29項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		1/3
法附則第15条第2項第1号	水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液処理施設		1/2
法附則第15条第2項第5号	下水道法に規定する下水道除害施設		4/5
法附則第15条第25項第1号イ	特定太陽光発電設備	10kw以上1,000kw未満	1/2
法附則第15条第25項第2号イ		1,000kw以上	7/12
法附則第15条第25項第2号ロ	特定風力発電設備	20kw未満	7/12
法附則第15条第25項第1号ロ		20kw以上	1/2
法附則第15条第25項第3号イ	特定水力発電設備	5,000kw未満	1/3
法附則第15条第25項第2号ハ		5,000kw以上	7/12
法附則第15条第25項第1号ハ	特定地熱発電設備	1,000kw未満	1/2
法附則第15条第25項第3号ロ		1,000kw以上	1/3
法附則第15条第25項第3号ハ	特定バイオマス発電設備	10,000kw未満	1/3
法附則第15条第25項第1号二		10,000kw以上20,000kw未満	1/2
法附則第15条第28項	水防法に規定する浸水防止用設備		2/3
法附則第15条第32項	特定事業所内保育施設の用に供する固定資産		1/3
法附則第15条第33項	市民緑地の用に供する土地		2/3
法附則第15条第42項	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に基づき設置した雨水貯留浸透施設		1/6
法附則第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け住宅		2/3
旧法附則第64条	中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等（家屋、機械等、構築物）		零
	※令和5年3月31日までに取得した場合に限る		
法附則第15条の9の3第1項	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション		1/3